

仕 様 書

1 件名

令和8年度東京と広島県との連携による OTA を活用したインバウンドプロモーション業務委託

2 目的

東京都（以下「都」という。）は、これまで、日本各地の地域や自治体等と連携して、海外市場を対象とした観光プロモーション事業を実施してきた。本事業においては、インバウンド需要をより積極的に取り込んでいくため、広島県との連携によりオンライン予約サイト（以下「OTA」という。）を活用した効果的な観光プロモーションを実施し、日本のゲートウェイである東京と広島県の相互送客と周遊旅行促進を図ることを目的とする。

3 契約期間

令和8年5月7日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

5 対象市場

アメリカ、カナダ、オーストラリア

6 全体運営

（1）概要

本事業では、対象市場の特に「宿泊」分野において世界的に有力な OTA を活用し、広島県内における宿泊数増を目指すことにより、東京と広島県の周遊旅行及び相互送客を効果的に促進する。東京と広島県の魅力の対照性や親和性を活かして、相乗的に双方の観光の魅力をターゲット層に訴求していく。

（2）取り組み姿勢

- ① 対象市場における都及び広島県への外国人旅行者の認知度、旅行意欲・検討状況及び来訪状況等のデータを踏まえて、適切なターゲットを設定すること。
- ② 対象市場・ターゲット層のニーズ等を十分に調査・分析して、効果的かつ効率的に事業を遂行すること。
- ③ 持続可能な観光の在り方を念頭に置いて事業実施に当たること。
- ④ 都と広島県双方の観光産業全体の振興に資するよう、公平な視点と専門的な知見をもって事業を運営すること。
- ⑤ 本事業における発信内容は、他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないものであること。また、公序良俗、一般常識に反する内容

でないこと。

(3) 体制及び運営管理

- ① 本事業における具体的な作業フローを含む実施体制を明確化し、体制図を財団に提出すること。パートナー会社含め体制管理を徹底し、内容に変更が生じた際は、速やかに調整するとともに財団に共有すること。
- ② 媒体運営に際して、緊急連絡体制図を作成し、受託後速やかに財団に提出すること。
- ③ 各事業の詳細な年間スケジュール及び各作業項目の進捗管理表を作成の上、遅滞なく実施すること。月1回の定例ミーティング等で進捗状況を綿密に財団に報告すること。

(4) 連絡調整及び報告

- ① 事業実施に際して必要となる連携先への確認・連絡・調整に一切を行うこと。
- ② 各業務実施完了後及び全事業実施完了後、速やかに報告書を作成し、財団に提出すること。

(5) 使用する素材等の制作・手配及び翻訳について

- ① テキスト、画像等を含む全ての情報について、各施設等の関係各所及び著作権元に掲載許諾を得ること。許諾申請に必要な手続き、交渉は全て受託者が行うものとする。許諾状況の管理と財団への報告を適宜行うこと。
- ② 施策に必要な素材は委託料内において受託者自身が収集すること。権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、委託料に含めること。
- ③ 静止画、動画を含む画像、イラスト等は本事業の契約期間中は使用できるものを選定すること。
- ④ 関係先に対して掲載内容の事前確認を行う必要がある場合は、日本語の原稿を用いて行うこと。連絡調整に丁寧に対応すること。
- ⑤ 掲載情報に関する事実確認を徹底すること。
- ⑥ キャンペーンページ内の記事や広告等の掲出に際して、各媒体の規定やトナリ等を踏まえて、適切なテキスト、画像等の素材を準備すること。媒体のガイドラインの更新等、最新情報を収集し、財団に適切に共有すること。
- ⑦ 記事広告等の原稿やキャッチコピー等のテキストを制作する際は、対象市場において最適な言語を使用すること。原則として、十分な実績と類似案件の経験豊富な当該言語のネイティブライターが制作し、ネガティブに受け止められる表現にならないよう細心の注意を払うこと。
- ⑧ テキスト掲載及び校閲・校正に当たっては、当該ライター以外のネイティブレベルの者が確認及び修正に当たり、正しい内容を掲載すること。また、修正の反映漏れや誤り等の発生を防ぎ、効率的良く制作を進行すること。
- ⑨ 固有名詞の表現等について、財団、都及び広島県の指定がある場合は、それに従うこと。

- ⑩ 機械翻訳は不可とする。
- ⑪ 各制作物や画像、原稿の二次利用が可能な場合は一覧にして管理すること。また、一覧資料は財団に提出すること。

7 委託内容

(1) 実施体制の構築と全事業運営及び進行管理

本事業における企画、実施、運営管理、報告、その他必要な一切を手配し、全事業を統括する体制を構築し、各事業及び事業全体の進行管理を行い、円滑に実施すること。

(2) OTA を活用したプロモーション

① 媒体選定

- a. 世界的な宿泊予約プラットフォームを有する OTA (Booking.com など) にキャンペーンページ (以下「LP」という。) を制作しプロモーションを実施すること。
- b. OTA の取扱う東京と広島県の宿泊予約・販売を効果的に促すこと。
特に、広島県の予約・販売促進の比重を大きくすること。

② LP デザイン・構成・サイト設計について

- a. 対象市場の旅行トレンドや嗜好を踏まえて、東京と広島県の観光の魅力を訴求する画像 (静止画・動画) を活用して LP をデザイン・構成すること。なお、制作に当たっては、以下の記載を踏まえ、財団の確認を経て決定すること。
 - 東京及び広島県の観光情報を単に並列的に掲載するのではなく、東京から広島県への周遊を自然に促す構成とし、両地域をあわせて訪れることで旅行の価値が高まり、広島県内での宿泊増加につながるコンセプトを明確に示すこと。また、広島県内での宿泊を促進するため、宿泊が必要となる早朝や夕暮れ時に見られる景色や体験等の画像を積極的に活用すること。
- b. 東京と広島県の旅行商品予約ページへの動線を設け、LP 閲覧者の購入履歴や検索状況のデータを可能な限り収集できる構成・設計とすること。
- c. OTA サイト内において、LP をサイト内動線やユーザーのサイト内回遊を踏まえて、閲覧されやすい場所に掲載すること。また、サイト内で広告表示を行うに当たっては、東京と広島県の宿泊数の増加 (特に広島県の予約・販売促進の比重) が大きくなるよう、適切にターゲットを設定すること。
- d. 東京-広島を周遊旅行先として選択することを促すための明確なコンセプトをもって、LP 及び広告用バナー等を制作すること。
- e. LP へ集客をするための外部の広告配信の提案は妨げない。

③ 実施スケジュール

対象市場の旅行動向を踏まえて、適切な時期に LP を開設しキャンペーンを実施すること。開設後の予約数等の効果測定に十分な期間を設けること。

④ LP 開設後の運営管理

可能な限り詳細なアクセスデータを入手し、集計・分析した上で、改善を図ること。契約期間内に掲載情報に軽微な変更が生じた場合は、情報更新に対応すること。

(3) 効果測定、分析、報告及び改善策の実施

以下の記載を踏まえて、各業務において適切な KPI を設定し、その達成に向けて課題の解決やより効果的な実施のために対策をとること。定期的に達成状況を報告し、各数値の集計・分析及び対策の検討を行うこと。

a. ページ閲覧・広告誘導について

PV 数、閲覧（滞在）時間、閲覧者数及び広告表示回数、クリック等

b. 旅行商品の予約・販売状況について

OTA で取り扱う東京と広島県の旅行商品の予約・販売数、金額、予約・購入したユーザー属性、サイト内検索状況等報告できる項目を明示すること。旅行商品のうち、特に宿泊に関する数値を重視すること。

8 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9 秘密の保持

受託者は、「8.第三者委託の禁止」により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

「8.第三者委託の禁止」により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」（※1）第14に定めるところによる。

（※1）https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260305.docx

11 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12 個人情報の保護等

(1) 「公益財団法人東京観光財団個人情報取扱要領」（※2）を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」（※3）に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行に当たり「8.第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

(* 2) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

(* 3) https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取り扱う個人情報には以下を想定している。

- ① 本業務委託において財団が受託者に提供する東京都・広島県担当者の情報（所属、氏名、連絡先等）及び、受託者が収集する掲載先関係者（所属・役職・氏名・連絡先等）
 - ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや Cookie 等）も「7. 委託内容（2）」において使用するシステム上に格納されている場合は同様に個人情報とみなす。
- (2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」(* 4) 及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」(前述 * 1) に定められた事項を遵守すること。
- (* 4) https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf
- また、「8. 第三者委託の禁止」により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
- ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証
- (3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。
- ① 当財団職員を含め、本委託業務の遂行に当たる関係者の氏名/メールアドレス など
 - ② 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや Cookie など）も①と同じシステムに格納されている場合は同様に留意すること。

13 完了報告

(1) 委託完了届

財団所定の「委託完了届」を提出すること。

(2) 報告書

① 事業全体の報告書データ

A4 版、横書きカラーで作成の上、電子データで納品すること。

② 制作したクリエイティブデータ及びその二次使用について整理したリスト

③ 掲出された広告等全てのクリッピングデータ

14 支払方法

受託者への支払は、委託完了後の財団担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき 30 日以内に委託料を一括で支払うものとする。

15 その他

- (1) 一部ただし書きのある費用を除いて、本事業に係る全ての費用を委託料に含むこととする。
- (2) 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (4) 本仕様書に定める委託内容の履行に当たっては、財団、都及び広島県と協議し、その同意の上で進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部観光事業課 電 話：03-5579-2683
